

## 令和3年度 横浜南陵高等学校【不祥事ゼロプログラム】

「令和3年度 教育委員会不祥事ゼロプログラム作成指針」に基づき、不祥事の未然防止の取組を推進するため、次のとおり不祥事ゼロプログラムを策定する。

## 1 実施責任者

横浜南陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 行動計画（課題、目標、行動計画） 数字 は必須事項

	課 題	目 標	行動計画（*は職員啓発資料）
1	法令遵守意識の向上 （公務外非行の防止、 職員行動指針の周知・ 徹底を含む）	教育職員としての自覚をもち、公務外における行動についても信用を損なわないよう、わいせつ事案等の公務外非行を未然に防止する。	*「服務規律の遵守」研修（8月） *「コンプライアンス意識の醸成」研修（2月） ・外部講師による人権研修(12/24(金)テーマ「ホームレス」)に取り組む。 ・事故防止会議において公務外非行等の具体的事例をもとに、意識の啓発を図る。 ・メール、電子データ等の取り扱い、外線電話及び来客（保護者）対応について、朝の打合せ等で徹底する。
2	児童・生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止	わいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。	*「わいせつな行為防止」研修（5月～） ・外部講師による不祥事防止研修（7/20(火)テーマ「風通しの良い職場づくり（わいせつな行為等の事故・不祥事の根絶）」に取り組む。
3	職場のハラスメント （パワハラ、セクハラ、マタハラ）の防止	教職員が相談できずに一人で悩みを抱え込むことがないように、風通しの良い職場づくりに取り組む。	*ハラスメント相談窓口を周知する。 *「セクハラ防止」に関するチェックテストを行いハラスメント防止の徹底を図る。
4	体罰、不適切な指導の防止	不適切な指導や体罰を未然に防止する。	*「体罰・不適切な指導の防止」研修（7月）
5	入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	(1)入学者選抜に係る事故を未然に防止する。  (2)成績処理及び進路関係書類に係る事故を未然に防止する。	(1) *「入学者選抜の事故防止」研修（12月） ・入選マニュアルを全職員が熟読し、願書、調査書、答案及びその他資料について、適正な取扱いを徹底する。（1月） (2) *「定期試験・成績処理の事故防止」研修（5月） ・問題作成から試験の実施、成績処理及び保管について、定期試験ごとに適切な取扱いの確認を徹底する。 ・定期試験の作成は余裕をもって行なう。 ・正確で丁寧な点検を徹底する。

6	個人情報の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正管理と流出を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「児童・生徒の個人情報の取扱い」研修</li> <li>* 「個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ」研修（9月）</li> <li>・取扱いに係る手続きを遵守し、相互による確認を徹底する。</li> <li>・外部業者によるテスト等については、複数で確認して管理体制を徹底する。</li> </ul>
7	交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通法規を遵守し、安全意識を高め、交通事故の発生を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「飲酒運転の根絶」についてチェックテストを行い防止を徹底（11月）</li> <li>・日常的な交通法規の遵守を呼びかける。</li> </ul>
8	業務執行体制の整備（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	県教育委員会～事故・不祥事防止3か条～（こころがまえ編）を徹底し、不祥事の発生を未然に防止する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ほう・れん・そう」の徹底を心がけ、複数の職員による点検を確実にこなす。</li> <li>・物品管理については、日常的な管理体制を徹底するとともに、気にかかることが起こった場合はすぐに対処する。（2月）</li> </ul>
9	財務事務等の適正執行	県の会計基準に沿って、公費・私費・部活動費等の適正かつ公正な管理及び執行を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「私費会計事務処理」研修（5月）</li> <li>・会計事務担当者に対して県の私費会計基準の扱いの周知徹底を図る。</li> <li>・私費会計に関する中間監査の結果をもとに、教職員全員を対象にした不祥事防止研修を実施する。</li> </ul>
<p>&lt;朝の打合せでの取組&gt;          教職員が1週間ごとに立案した不祥事防止に係る取組項目を毎月曜日に読み上げ、注意を促し、不祥事防止への意識を高める。</p>			

### 3 検証

#### (1) 第1回検証

上記2に規定する行動計画について、令和3年11月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、12月中旬に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

#### (2) 第2回検証

上記2に規定する行動計画について、令和4年2月初旬までに実施状況を検証し、未実施があった場合は、2月中旬に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

#### (3) 第3回検証（最終）

上記2に規定する行動計画について、令和4年3月初旬に実施状況を検証するとともに、目標達成についての自己評価を行い、次年度に向けた不祥事ゼロプログラムを策定する。

### 4 実施結果

上記3（3）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめたうえ、ホームページで公表する。

### 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議がこれを行う。